RITSUMEIKAN

RL Newsletter

立命館ロー・ニューズレター

Ritsumeikan University Law Newsletter

No. 58 September, 2009

CONTENTS

Ⅰ New Face

裁判する心　井垣　敏生　2
よろしくお願いします　小田　幸児　3
ごあいさつ　斎藤　浩　4
立命館大学との不思議なご縁　彦惣　弘　5

Ⅱ Presentation

日本刑法学会創設 60 年記念大会に参加して　浅田　和茂　7
日本民事訴訟法学会大会個別報告顛末記　田村　陽子　9
国際シンポジュウム：「民事手続法の継受と伝播」　出口　雅久　11
世界法学会での報告　薬師寺公夫　16

Ⅲ Visiting Professor

ある 50 代の外国人による日本語学習とその所感　申　順浩　18

Ⅳ Media Coverage

法学部定例研究会　21

Ⅵ New Book

新刊図書　22

New Face

新任紹介

裁判する心

井垣　敏生　IGAKI Toshio

私は、1968年4月に裁判官に任官し、2008年10月まで40年余を裁判官として民事訴訟を中心に担当してきました。その間10年間ほど京都の裁判所に勤務していました。そんな縁もあったのか、立命館のロースクールで任期制教員（教授）として後進を育てることに第二の人生をかけることになりました。担当は、民事訴訟法演習、民事実務総合演習、要件事実と事実認定、司法制度論などですが、技術的な法解釈だけではなく、21世紀の司法を担う人々に「裁判する心」もお伝えできればと考えています（「裁判する心」というのは、第4代最高裁長官の横田正俊さんの著書「法の心」（毎日新聞社1971年）に出てくる言葉です。）

21世紀の司法といえば、2001年6月に示された「司法制度改革審議会意見書」を是非一読いただきたいと思います。同意見書は、21世紀の日本を支える司法制度という副題で発表されたものですが、今年5月21日から始まった裁判員裁判など、わが国の司法にとっては、明治維新後の司法制度の制定、太平洋戦争後の司法制度改革に続く大改革です。私たちはその改革のただ中にいます。そして、単なる制度の改革ではなく、「日本国憲法のよって立つ個人の尊重と国民主権が真の意味において実現されるために何が必要とされているのか」との、民主主義の本質に関わる問題提起に発するものです。

同意見書は、21世紀の我が国社会において司法に期待される役割と題して、「法の支配の理念に基づき、すべての当事者を対等の地位に置き、公平な第三者が適正かつ透明な手続により公正な法的ルール・原理に基づいて判断を示す司法部門が、政治部門と並んで、

『公共性の空間』を支える柱とならなければならない。」と述べています。

法学部で法律を学び始めた皆さんには、まだ遠い存在かもしれませんが、「公共性の空間」の柱となることを意欲され、裁判員裁判などを通じて、司法のあり方などに関心を寄せていただきたいと思います。裁判官の大先輩の田辺公二さんは「（事実認定の過程においては）個々の裁判官の生い立ちや知識経験，換言すれば，彼が裁判前から持ち合わせている仮説の質と量とが，その事実判断をしばしば左右する」と述べています（「事実認定の研究と訓練」（弘文堂1965年））。

その言葉からも推察されるように、法曹となってからの研鑽も大切ですが、第1歩は今から、いやもっと前から始まっています。自己の人生の実現という意味はもちろん否定しませんが、柱として社会をささえ、人々を支える気概をもって勉学に勤しんでほしいと願っています。私も、一年生教員として、共に学んでいきたいと心しています。ロースクールでお会いしましょう。

（いがき・としお　民事訴訟法）

New Face

新任紹介

よろしくお願いします

小田　幸児　*ODA Koji*

本年度４月から刑事法務演習、刑事法実務総合演習、刑事訴訟法演習、刑事法務Ⅱを担当させていただくことになった弁護士の小田幸児です。大阪弁護士会に所属しています。

私は1985年、阪神タイガースが日本一になった年に司法試験に合格しました。

かつて、平野龍一先生から絶望的だと評された我が国の刑事司法手続が、被疑者国選制度の導入されるなど、大きな変革の中にあります。とりわけ、裁判員裁判制度の導入は、改善すべき点が多々あるものの、これまでの刑事裁判のあり方に対する大きなインパクトとなっています。裁判員が、同じ市民の一人である被告人に対し、「guilty or not guilty」を判断する場に登場することになりました。精密司法から核心司法へ、調書裁判から口頭主義・直接主義裁判への変化が目指されています。橋爪大三郎氏が『裁判員の教科書』で「裁かれるのは検察官である」、すなわち、刑事裁判では検察官の主張が合理的な疑いを入れない程度に立証されたか否かが判断されると指摘していますが、きわめて重要です。さらに、刑事裁判では冷静に、かつ、理性的に判断されなければならないということも指摘されています。

裁判員裁判では、これまで以上に弁護人や検察官の個々の力量が問われますし、責任も重大です。弁護人は、事件を正確に把握し我がものとして、事件を判断者に的確に説明すること、尋問技術等を駆使して依頼者たる被告人の正当な利益を擁護しなければなりません。日々の研鑽は不可欠です。

添付の写真は、昨年、大阪の地裁、検察庁、弁護士会三者による裁判員裁判模擬裁において、被告人役として無罪判決を受けた際の写真です。模擬裁とはいえ、無罪判決を聞くとホッとして安堵感を得ることができました。それとともに、現実の裁判では、被告人の立場に立たされた者の思いは、一層切実であるだろうと思いました。弁護人の力量不足で被告人を有罪にし、過大な刑を受けさせることがあっては絶対にいけないことだと改めて感じました。弁護人は人の運命を左右する職業なのです。

刑事司法の大変革の時代に、刑事弁護の現場の立場から、佐伯千仞先生のおられた本学で教鞭の機会を与えていただいたことに改めて感謝申し上げますとともに、責任の大きさを感じています。「教える」ことは「学ぶ」ことでもありますから、私自身も日々研鑽に努めたいと思っています。奇遇にも松宮孝明先生は大学時代のゼミ同期生ですから、松宮先生や他の先生方にもいろいろと教えていただきながら、刑事弁護実務の観点から、学生の皆さんの学習に少しでもお役に立てれば望外の喜びです。

よろしくお願いいたします。

（おだ・こうじ　刑事弁護・刑事手続）

New Face

新任紹介

ごあいさつ

斎藤　浩　SAITO Hiroshi

35年、大阪で弁護士をしております。私の事務所の数軒西のビルが立命の大阪オフィスがある建物です。要するに両方とも京阪淀屋橋駅の真上です。

ごあいさつ替わりに、私と立命との縁を書いてみます。

立命館総長、立命館大学学長であった末川博先生は私の憧れのひとでした。私が京都大学の学生だった頃、先生は70歳代なかばでおられたが、極めてお元気で、京都の民主主義と全国知識人の代表として活躍しておられた。その頃出た「彼の歩んだ道」（岩波新書）を私は愛読し、今も大切にしています。

1966年、その末川先生の名を冠した学生の法律討論会が発足しました。立命の広小路学舎で第1回討論会がもたれました。私は京大の法律相談部から論者として出席し優勝しました。民法の追認の効果を論ずる問題でした。質問賞は広渡清吾さん（東大社研教授、東大図書館長）と豊川義明さん（関学法科大学院研究科長）がとりました。今は大きな全国的イベントとなっている末川杯討論会ですが、この1回目は確か京阪の5校くらいから出発しました。末川先生の手書きの色紙をいただいたことが今も誇らしい思い出です。

2000年1月、立命が法科大学院発足に向けて「21世紀の法曹養成連続シンポジウム」第1回を開催されました。私はパネリストとして招かれました。日弁連で司法改革担当嘱託をしていたために指名されたものと思います。立命の理事者や法学部教員の多くの先輩友人、学生の方々の前で、現下の司法改革とその中心的課題であった法科大学院設立の意義を熱を込めてしゃべりました。

2007年秋、立命法学部卒で、立命法科大学院の第一期生、金英哲君を私の事務所にアソシエイトとして採用しました。面接は、20名を超える新司修習生が一堂に会して順に短いスピーチをする方式。ダントツの出来映えの金君に対し、私は当日の深夜携帯をかけて内定を告げました。あまりの早さに彼も驚いていました。弁護士になって、彼は行政事件を私の右腕となって数多くこなすほか、多方面で活躍しています。実に有能果敢です。

2009年4月から、発足6年目の立命の法科大学院に私は教員として招かれました。上述の経過から、実に嬉しいことでした。

行政法における実務と理論の架橋を院生諸君に教え、レスポンスを得て、人権感覚溢れる有意の法曹を多数輩出する崇高な職務を邁進したいと考えております。

よろしくお願い申し上げます。

（さいとう・ひろし　行政法・公法実務）

New Face

新任紹介

立命館大学との不思議なご縁

彦惣　弘　*HIKOSO Hiroshi*

私は、京都に生まれ、18歳の春に高校を卒業するまで京都に育ちました。まあ、生粋の京男です。私の子供の頃、一乗寺の実家が下宿屋をしていた関係で、京大、立命館大、同志社大の学生さんが随分と可愛がってくれました。大学それぞれのカラーがありましたが、立命館の学生さんは大変男っぽく気前がよいというのが子ども心の印象です。銭湯にも連れてもらいました。比叡山などへの山登りにも連れてもらいました。キャッチボールの相手もしてもらいました。お亡くなりになられた方もおられますが、その彼らが社会人になられてからも何かと面倒を見て下さいました。今一人ひとりのお顔を思い浮かべますと、懐かしさと感謝の念で胸が熱くなります。

私が社会に出てからお会いした立命館出身の方々に対する印象もこれと同じで、本当に男性的で頼りがいのある人達ばかりです（女性のことは全く知りませんので、印象を書けないことは誠に残念です）。

私は、高校卒業後東京に出て大学院１年の時に司法試験に合格しました。丁度モラトリアム（広辞苑によりますと、その意味の一つとして「人間が成長して、なお社会的義務の遂行を猶予される期間。また、その猶予にとどまろうとする心理状態」とされています）という言葉が流行していたころで、私もご多分にもれず社会に出るのが嫌というか、恐怖というか、逡巡しまして、司法研修所には入らず、そのまま大学に残って教職の道に進むつもりでおりました。

２年後に博士課程に入ることになり、それと同時に恩師が２つの大学への奉職の機会を与えて下さいましたが、矢張りその気にもなれませんでした。しかし、司法修習生ならモラトリアムみたいなものかと考えて、一度外の空気も吸ってみようと最高裁判所から大学を休学して司法研修生になる許可をもらって司法研修所に入り、２年間の司法修習生の生活を謳歌しました。

多くの修習生仲間もでき、どうやら弁護士の仕事や生活も面白そうだと気付いたのが運のつきと申しましょうか、大学へ戻る気は一遍に雲散霧消してしまいました。

租税法の山名隆男先生や私と同じ新任で公法の斉藤浩先生はその頃からの友達で（遊んでばかりいた友達という意味ではありません）大変お世話になり、尊敬申し上げている方々です。この度、お二人と立命館大学法科大学院で御一緒できるのも不思議な御縁と思います。

このようなことで、私の大学人になる予定はどこかへ吹っ飛んでしまいましたが、この度立命館大学で教鞭をとる機会を与えていただきましたことで、私の若い頃に中断していた夢というか志（こころざし）が長い年月を経た後に実現されたことになります。子供の頃からの立命館への思いが、大学に受け入れられたような気持ちがして、不思議な縁といいますか、強い絆のようなものを感じます。

お蔭様で不義理をしていた恩師にもいくらか顔向けができるかなと思っております。

ちなみに、私の恩師はフランス憲法の専門家でありますが、私はその先生の下で1800年代初頭のドイツ国法理論を研究しておりました。懐の深い恩師でした。

今、立命館では民事法実務演習（契約法）や倒産処理法演習、そして法曹倫理を担当させていただいていますが、これら科目は昔の研究とは全く縁がないので、これもまた不思議なご縁だと思っております。

院生の皆さんが全員年来の夢を実現し、法曹として社会に船出して行かれることを私の夢として、精一杯勤めさせていただこうと考えております。どうか至らない所はご指摘いただいて、ご指導ご鞭撻方何卒よろしくお願い致します。

（ひこそう・ひろし　倒産処理法）

Presentation

学会報告

日本刑法学会創設60年記念大会に参加して
―刑法学の過去・現在・将来―

浅田　和茂　*ASADA Kazushige*

日本刑法学会第87回大会は、2009年5月30日（土）31日（日）の両日、明治大学駿河台キャンパスにおいて開催された。今大会は、学会創設60年記念大会ということで、日本の刑法学に長期にわたり多大な影響を及ぼしてきたドイツから、ドイツの刑法学会を代表する、世代の異なる3名の研究者が招待された。前ミュンヘン大学教授で以前にドイツ刑法学会の会長であったクラウス・ロクシン教授、前フランクフルト大学教授で前連邦憲法裁判所副長官であったヴィンフリート・ハッセマー教授、ケルン大学教授のトーマス・ワイゲント教授である。ロクシン教授とワイゲント教授は、日本刑法学会の名誉会員であり、今回ハッセマー教授がこれに加わった。筆者は、2度にわたりロクシン教授の下に留学しており、ハッセマー教授、ワイゲント教授とも知己で、旧交を温めることができる良い機会であった。

それぞれの講演について、日本側からコメントを加え、討論を行うという方式が採用された。大会実行委員会から、筆者には、ハッセマー教授の講演に対するコメンテーターが割り当てられた。大会当日は、ドイツ人はドイツ語で講演するが、レジュメ集に原文と日本語訳が掲載されていて、参加者はそれを参照した。コメンテーターは、日本語で報告するが、先にドイツから原稿が送られてきていて、それに対するコメントおよび質問をドイツ語で作成して相手方に送り、あらかじめ解答を準備していただいた。

ハッセマー教授の講演は「学説と実務、そして政策から見たドイツ連邦共和国の実体刑法」というテーマで、とくに実体刑法の分野につき、戦後ドイツにおける展開を跡づけたうえ、現状を批判的に検討し、将来を展望するという壮大なスケールのものであった。そこで、筆者のコメントも、私見を交えつつ、日本刑法の過去・現在・未来を概観しつつ、ドイツとの共通点と相違点を指摘することにした。その概要は、次のとおりである。

刑法の過去を問う場合、ドイツと日本とで最も大きく異なるのは、ドイツでは1969年に刑法総則の全面改正が実現したのに対し、日本では、1970年前後の激しい議論の末、刑法改正作業は頓挫し、1907年の刑法がなお現行刑法である（1995年に原則として内容を変更せずに現代用語化された）という点にある。ハッセマー教授は、ドイツ国民は戦後改革に必ずしも好意的ではなかったと指摘したが、日本の場合、同じく占領下にあったとはいえ、日本国憲法と戦後民主主義とを、国民の多くは歓迎していたといえる。もっとも1950年の朝鮮戦争勃発に伴う占領政策の変更以降、政府は治安の強化に向かい（右旋回）、1952年には破壊活動防止法が制定され、1960年には日米安保条約が締結された。憲法体制と安保体制の両立と矛盾は、日本の国家体制の根本問題である。また、戦後、日本では、刑法は一部改正にとどまったが、刑事訴訟法は英米法の当事者主義モデルに従い、全面的に改正された。刑法学はドイツ法的、刑事訴訟法学は英米法的という点も、ドイツと異なる日本の特徴である。

刑法改正作業につき、ドイツでは、政府草案に対する批判から対案グループが形成され、政局の変化もあって対案の主張をかなり反映した新刑法総則が成立した。日本でも、政府草案に対する批判と対案グループの形成が見られたが、とりわけ保安処分問題を中心

に、研究者にとどまらず、日弁連、精神神経学会さらには市民の反対運動によって、刑法改正は実現しなかった。

戦後、日本の刑法学では、ドイツの目的的行為論の影響を受けて、ドイツとほぼ同一次元の議論が展開されてきた。ハッセマー教授は、総論中心の解釈学的議論が、政治的な諸問題から視線を逸らせるものであったと指摘した。日本では、これらの議論に並行しつつ、交通事故の激増や公害問題を契機に、実践的な問題提起も行われてきた。

ハッセマー教授は、現在の刑法の特徴として、効果志向、積極的一般予防論、とりわけ治安刑法を挙げ、自由のパラダイムの犠牲と治安のパラダイムの勝利、刑法的・警察的手段の早期かつ効果的な投入という特色を指摘した。また、テロリストが占拠した旅客機の撃墜の可否、誘拐犯人に対する被害者救助のための拷問の可否についての、最近のドイツの議論を紹介し、敵に対する刑法の主張に反対した。日本においても、このような事情は変わらず、とりわけこの20年弱は「刑事立法の活性化」と特徴づけられている。その要因として挙げられるのは、重大事件の発生（オウム事件、9・11など）、被害者の報復感情、国民の不安感、国際的要請であるが、私見によれば、いずれも充分な根拠とはいえない。

ハッセマー教授は、危険社会論と感覚で捉えられた犯罪について指摘したうえ、将来への選択肢として、現代的な動向に人格性、保護、寛容という視点を随伴させることを主張した。日本では、ポピュリズムの下での犯罪化・重罰化、監視社会は、将来というよりは現実であって、徐々に不寛容な社会となりつつあり、ハッセマー教授の選択肢に異論はない。最後に、ハッセマー教授が触れなかった点として、EUにおけるドイツ刑法の位置づけについて質問し、さらに、日本では裁判員裁判の開始に伴い、裁判員が理解し適用できる刑法が求められており、改めて刑法改正が要請されていることを指摘した。

日本刑法学会理事の定年は62歳であり、1991年から18年間務めてようやく定年を迎えた。今回はいわば「最後のご奉公」であり、何とか無事に終えてホッとしている。

（あさだ・かずしげ　刑法）

Presentation

学会報告

日本民事訴訟法学会大会個別報告顛末記

田村　陽子　*TAMURA Yoko*

1. はじめに

今年度の第79回民事訴訟法学会大会は、2009年5月16日・17日の週末、東京目白の学習院大学にて開催された。民事訴訟法学会では、近年の新規若手研究者の減少に伴い、数年前より個別報告の会場が2つから1つになり、裁判官1名を加えた4名ないし5名のみが毎年個別報告を担当している（司会は各報告者に1名つく）。そのような状況の中、筆者は個別報告の機会を2日目の午前中（今年度報告者中、最後）に頂戴した。

個別報告のテーマは、「事実認定の客観化―事実認定の“ブレ”を減らすための理論と方策」とした。司会は、筆者の報告テーマに関しても第一人者である、慶應大学の三木浩一教授が、理事会推薦により担当して下さった。

以下では、学会までの準備、当日の具体的な報告内容および質疑の様子などについて、報告したい。

2. 学会までの報告準備

民事訴訟法学会理事会は、そもそも報告者に非常に親切で、1年以上前の昨年2月には、すでに今回の個別報告の打診をして下さったが、実際にどのような報告内容にするかにつき、筆者は直前まで苦心した。

今年の2月から、5月の学会に向けて本格的な準備を行った。本学の民事法研究会でまずは準備報告をさせて頂き、4月から本学法科大学院専任となられた井垣敏夫先生（元大阪高裁判事）および同専門の出口雅久先生をはじめ、民法・商法の諸先生方から、有益な示唆を頂いた。その後も、関西民事訴訟法研究会、東京の若手研究会、上智大学民事訴訟法研究会にてそれぞれ準備報告の機会を頂戴し、順次、報告内容を改良していった。

レジュメの改良については、各研究会で諸先輩方に学会の心構えを含めてアドバイスを頂戴した上、レジュメ作成に特異な能力を有する夫からも貴重な指摘を受けた。

3. 個別報告の内容

本報告は、表題にもあるとおり、民事裁判における事実認定をより客観的なものにするための理論と方策につき、検討した。

そもそも民事訴訟の事実認定を歪める要因として、弁論主義の下で当事者が不適切な情報を供給する、あるいは裁判官が事件の結論の落ち着き（「スジ」・「スワリ」）に着目して自由心証を拡大的に利用した事実認定を行っている等のおそれが指摘されていた。

そこで、裁判の安定性・予見可能性の見地および民事裁判における当事者間の公平の見地から、事実認定をより客観化・適正化する途を考え直す必要があるとの問題意識に立って本報告を検討した。

その具体的な方策としては、二つの方向性がありえた。すなわち、（一）証明手段をより客観化すること、および（二）証拠評価の過程をより客観化することである。

前者の証明手段の客観化については、例えば、統計学の活用・専門家の知見・鑑定の活用などがありえた。後者は、さらに、①審理過程の手続に対する要請、②訴訟代理人弁護士に対する要請、③裁判所に対する要請のほか、④証拠評価制度に対する要請の四つの場面に分けて検討する必要があった。

本報告では、とりわけ最後の④証拠評価過程について検討した。具体的には、「要証事

実の証明のメカニズムの再検討および証明制度のバック・ボーンである証明度規範のあり方の見直しによる事実認定制度の客観化への試み」を行った。

日本の民事裁判の証明度原則（規範）に関する従来の判例・通説の立場は、ドイツ・フランスの多数説と同様、高度の蓋然性が必要であるとするものであった。

しかし、本報告では、第１に「証明度（事実の蓋然性）」という概念が元来曖昧なものであったので、それを、「解明度（審理実施度）」、「心解度（解明度に対する裁判官の自信の程度）」「心証度（証明度に対する裁判官の自信の度合い）」に分離した。

第２に、当事者平等という民事訴訟のバック・ボーンに立ち返り、かつ事実認定の客観化という見地で考え直し、民事の証明度原則においても当事者の武器平等の見地から「証拠の優越原則」を採用することが妥当である旨を論じた。

第３に、「証拠の優越原則」を採用することによる証拠評価制度全体への影響として、主観的証明責任の役割の増加による両当事者の証明活動の活発化および裁判所の心証開示および釈明の積極化の必要性）を検討した。

最後に、このように証明のメカニズムおよび民事裁判の証明度規範を見直すことで、事実認定の過程全体がより客観的なものになりうることを示唆した。

4. 当日の質疑応答の状況

本報告に対しては、北海道大学の高見進先生、手続裁量論などでも有名な加藤新太郎裁判官などから質問を頂戴した。特に、加藤新太郎裁判官からは、事実認定の客観化という表題の付け方をはじめ、ご意見をいくつか頂戴したが、外国の裁判制度との比較の点をさらに深めてほしいとの今後の研究の発展の方向性をも示唆して頂いた。

5. おわりに

司会の三木浩一教授には、報告前の筆者の紹介にあたり、筆者の過去の業績を丁寧に挙げて下さるなど非常に親切にして頂いたが、報告終了後も優しいお言葉を真っ先にかけて頂いた。

また、開催校の草野芳郎先生および長谷部由起子先生にも、打ち合わせ場所のご提供・ご案内のみならず、筆者の当日の精神面に至るまでお気遣い頂くなど、大変お世話になった。草野芳郎先生は、和解技術論等でも有名な元裁判官であるが、筆者が報告直前に別室で緊張して準備していると、「学会は何よりも楽しまなくちゃいけない」との、大御所らしい暖かい言葉で励まして下さった。

本学の佐上善和先生、渡辺惺之先生、出口雅久先生も、それぞれお忙しい中、当日の筆者の個別報告にかけつけて下さった。

また、その他多くの研究者および実務家の先生方からも、様々なコメントを頂戴した。

「事実認定の客観化」という大きなテーマを掲げてしまったので、どこに焦点をあててまとめるか苦心したが、周囲の先生方のご協力・ご厚情を得て、ひとまず、学会大会での個別報告自体は無事に終えることができた。

今後は、このテーマの研究成果も含めて、さらに研究に精進していきたい。

（たむら・ようこ　民事訴訟法）

Presentation

学会報告

国際シンポジュウム：「民事手続法の継受と伝播」

出口　雅久　*DEGUCHI Masahisa*

2009年3月26日から28日まで本学朱雀キャンパスにおいて、日本学術振興会科学研究費および野村学術振興財団の後援により「民事手続法の継受と伝播」と題する国際シンポジュウムを開催した。今回は、とりわけ、新しい欧州連合の加盟国から、スロベニア・アレッシュ・ガーリック教授（リュブリャナ大学法学部）、ポーランド・キャロル・ヴァイツ教授（ワルシャワ大学法学部）、リトアニア・ビタウタス・ネクロシュウス教授（ビルニュウス大学法学部長）、そして、本学の協定大学であり、比較民事訴訟法の聖地であるイタリア・フィレンツェよりレモ・カポニ教授（フィレンツエ大学法学部）、さらに、ドイツ国際手続法学会新理事長に就任したばかりのドイツ・ブルクハルト・ヘス教授（ハイデルベルク大学法学部）を招聘し、多少不安はあったが会議言語をドイツ語とする国際シンポジュウムを開催することを敢行してみた。

まず3月26日の夕方から開催された国際シンポジュウム準備研究会の前に、今回の外国人招聘研究者の先生方、ドイツ学術交流会（DAAD）東京事務所イレーネ・ヤンセン所長、ドイツ大使館トーマス・プリンツ公使参事官、愛知学院大学法科大学院・石川明教授（DAAD友の会名誉会長）等とご一緒に本学本間政雄副総長（国際担当）を表敬訪問し、本学との学術交流について懇談会を開催した。その後、この種の国際シンポジュウム等では恒例となっている懇親会を開催し、各報告者と原稿の翻訳者、さらには日本側のコメンテーターや質問予定者との打ち合わせが行われた。

さて、翌日27日は、早朝8時45分に朱雀キャンパス・立命館大学法科大学院法廷教室に関係者全員が集合していただいた。本国際

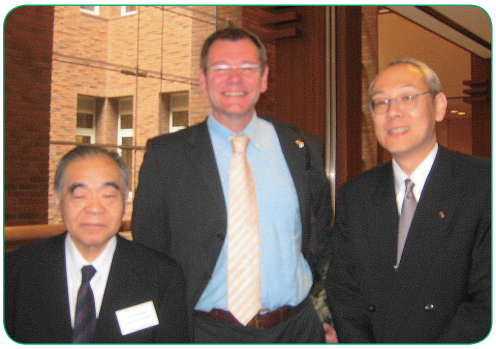

シンポジュウムの企画担当者である筆者が冒頭で開会式を宣言し、その後、上田寛学生担当常務理事（現副総長）が本学を代表して本国際シンポジュウムの意義についてご挨拶をしていただいた。その後、ドイツ大使館トーマス・プリンツ公使参事官、欧州連合代表部ローラン・バルドン一等書記官、大阪ゲーテインスティテュート・ミヒャエル・シュレーン館長法務省・法務総合研究所国際協力部、横山幸俊教官などからそれぞれ来賓のご挨拶をいただいた。

国際シンポジュウムの最初の報告は、スロベニア・リュブリャナ大学法学部のアレシュ・ガーリック教授であった。スロベニアは、もともとハプスブルク帝国の一部であったが、ユーゴスラビア王国の樹立後に、当時最新の民事訴訟法典であったオーストリア法の継受を決断するという極めて歴史的にみれば例外的な経緯を辿った国の一つである。ガーリック教授とは、ヨーロッパ各地、カナダおよびブラジルでの学会で毎年のようにお会いし、2006年国際訴訟法学会・京都大会にも参加していただいている。同教授は憲法裁判所のリーガルアドバイザーも兼任している。スロベニアという地政学的な位置から、多言語に非

常に長けた若手の研究者である。

第二報告は、ポーランド・ワルシャワ大学法学部のキャロル・ヴァイツ教授である。ヴァイツ教授は、弱冠34歳で伝統あるワルシャワ大学法学部の正教授の職に就き、現在ポーランド最高裁判事として活躍しているタデウス・エレチンスキー教授の高弟であり、ポーランド法学界を担っていく新進気鋭の学者である。ポーランドは、19世紀の大法典化時代においてヨーロッパの歴史の中でプロイセン、オーストリア、ロシアの中に埋没し、その支配地域ごとの民事訴訟法典の影響下にあったが、その後、ハンガリー、ドイツ、オーストリアの影響下に民事訴訟法典が策定された国である。ちなみに、2005年4月にポーランド・ワルシャワにおいて当時のドイツ国際手続法学会理事長ペーター・ゴットバルト教授（レーゲンスブルク大学法学部）は、彼がミュンヘン大学の学生時代に戦後初めて短期交換留学生としてワルシャワ大学を訪問して以来、この因縁の地においてドイツとポーランドとの和解の意味も込めてドイツ語による国際学会を開催したいとして、長年心に秘めていた企画であったことを学会の開会式の際に披瀝されていた。この大会の開催直前にヨハネス・パウロ二世が崩御され、ポーランド国全体が喪に服している中、ポーランドの盟友ダデウス・エリチンスキー最高裁判事は、大会前に事故で骨折してしまった腕を包帯で支えながらドイツ国際手続法学会の開催のため、当時助手を務めていたヴァイツ教授と献身的な努力を払われていたことは、今でも脳裏に焼きついている。爾来、ゴットバルト教授のご紹介で、エレチンスキー教授およびその愛弟子であるヴァイツ氏とは交友関係を深める仲となっている。

さて、コーヒーブレイクの後の第三報告は、リトアニア・ビルニュウス大学のヴィタウタス・ネクロシュウス教授である。現在、同教授は法学部長の要職にも就いており、リトアニアを代表する法学者のひとりである。ネクロシュウス教授には、リトアニア、ラトビアおよびエストニア、いわゆる「バルト三国における民事訴訟改正の動向」について報告していただいた。バルト三国の民事訴訟法の改正論議では、とりわけ民事訴訟における集中原則の実現と訴訟遅延対策が検討の中心となっている。歴史的に見ると、バルト三国の民事訴訟法はフランス民事訴訟法の影響を受けたロシア民事訴訟法を1918年に継受し、1940年以降はソビエト型の社会主義的な民事訴訟法が支配的となった。しかし、その厳しい環境の中でも独自の文化を維持しつつ、1990年以降バルト三国の再独立後には、2005年EU加盟を目指して民事訴訟法の抜本的な改革が進められた。とりわけ、リトアニアでは1895年のオーストリー民事訴訟法が極めて大きな影響を及ぼしており、社会主義的な民事訴訟法のモデルが選択されたことで、積極的な裁判所像、訴訟経済と集中原則の実現、訴訟遅延対策という法改正の方向性が定められた。ちなみに、私はネクロシュウス教授の招聘で2007年4月にリトアニア・ビルニュウス大学で開催された国際シンポジュウムにおいて、わが国に導入されたばかりの消費者団体訴訟について報告した経験がある。ビルニュウス大学法学部は16世紀に創立されたそうで、大学の建物の装飾にはラテン語で表記されたものが散見された。実は、驚くべきことには、ヨーロッパの中世の時代には、このバルト三国までがラテン語によって講義が行われていたヨーロッパ文化圏であったそうである。

第四報告は、イタリア・フィレンツェ大学法学部レモ・カポニ教授である。題名は、訴訟法の受容と伝播：「“無境界的”客体についての一考察」という一見風変わりなテーマで

ある。イタリアでは、まずフランス民事訴訟法が受け入れられて、その結果1865年イタリア民事訴訟法が制定された。その後、ドイツ民事訴訟法が浸透し、1942年は民事訴訟法として結実した。さらに、ADRやクラスアクションなどにも影響を受け、イタリア比較訴訟法の文化が開花したとされている。また、イタリア民事訴訟法はブラジル民事訴訟法にも強い影響を与えている。この報告の中で報告者が最も強調したかった点は、外国法の継受の際の翻訳の問題である。私は、ある人の仲介で偶然フィレンツェ大学法学部のミケーレ・パパ教授（法学部長・刑事法）と個人的に懇意にしており、2008年3月に同大学に招聘された際に、民事訴訟法を担当するカポニ教授とお知り合いになり、爾来、ヨーロッパの学会等でも幸運にもお会いする機会が与えられた。カポニ教授はドイツ・ビーレフェルド大学法学部グルンスキー教授門下の高弟であり、私と同じくドイツ政府より招聘されたフンボルト財団研究員でもある。一見すると眼光鋭く、一寸怖い顔つきであるが、とても人懐こい好人物である。私の知り合いのイタリア人で、原稿を期日までに提出する数少ない研究者である。フィレンツェ大学法学部はマウロ・カペレッティ教授というイタリア比較民事訴訟法学の巨匠を生んだ比較法学のメッカであり、ニコロ・トロッカー教授やビチェンツォ・バラーノ教授と並んで、カポニ教授は将来を嘱望されているイタリア比較民事訴訟法学の有力者の一人である。

最後の報告者は、ドイツ・ハイデルベルク大学法学部ブルクハルト・ヘス教授である。報告テーマは、「国内的独自性とヨーロッパでの適応強制の狭間におけるドイツ民事訴訟法」である。ドイツ民事訴訟法とオーストリー民事訴訟法との相互作用、イタリア、ギリシャおよび日本へのドイツ民事訴訟法ドグマの影響について言及した後、EU諸国における民事司法制度のハーモナイゼーションの中で漸くドイツ民事訴訟法学がはじめて比較法学的な展開について意識し始めた点について検討を加えている。ヘス教授との付き合いは、1989年にドイツ・パッサウ大学法学部で開催されたドイツ国際手続法学会の当時、ペーター・シュロッサー理事長（ミュンヘン大学法学部教授）の筆頭助手をされていた時に遡ると思う。当時、筆者はフライブルク大学法学部助手として博士論文を執筆中であったが、同じ留学仲間であった畏友・中野俊一郎教授（神戸大学法学部）と一緒に同学会に参加していた。同学会のテーマは忘れてしまったが、ヴァルター・ハープシャイド名誉理事長が派手なアクションでバイエルンのブラスバンドの指揮をしていたことだけは今でも脳裏に焼き付いている。ともあれ、ヘス教授はその後、すぐにチュービンゲン大学に招聘され、現在、ハイデルベルク大学法学部においてトーマス・ファイファー副学長とともに比較民事訴訟法学の研究所を運営している。

さて、午前の三本の報告の後に、中央大学法科大学院森勇教授よりアレッシュ・ガーリック報告、キャロル・ヴァイツ報告およびネクロシュウス報告についてコメントがあり、参加者からも質疑応答があった。また、同じく午後の二本の報告の後に、大阪市立大学法学部松本博之教授（現在龍谷大学法学部）よりコメントがあり、参加者からも活発な質疑が展開された。今回の国際シンポジュウムにおいては、EU 拡大に伴う新 EU 加盟国の民事訴訟法の現状に関する極めて重要な資料を提供していただき、いわば EU 原始会員であるイタリア・ドイツからの報告者を交えて EU における民事訴訟法のハーモナイゼーションについても継受と伝播という観点から議論が展開され、わが国の民事訴訟法との比較検討する上で極めて示唆に富む内容であった。

本国際シンポジュウムは、科学研究費・基盤研究（B）課題番号１７３３００２１「グローバル社会における民事手続法制度の継受と伝播－比較立法学の観点から」の研究成果の一部である。学年末の最も忙しい時期に当日のコメンテーター（翻訳作業も兼ねて）としてご参加いただいた松本博之先生および森勇先生、当日の報告原稿の翻訳をしていただいた安達栄司教授（成城大学法学部）、本間学准教授（朝日大学法学部）、小西菜穂子さん（フィレンツェ大学法学部留学）に感謝申し上げたい。また当日の研究会にご参加いただいた私の指導教授である石川明教授（愛知学院大学法科大学院）にも心から感謝申し上げたい。石川明先生は、1985 年にドイツ留学から帰国したばかりで右も左も分からない他大学からに入学してきた私を慶応義塾大学大学院法学研究科で暖かく迎え入れてくれた。故ペーター・アレンス教授（フライブルク大学法学部・本学名誉教授）が慶応義塾大学の石川明先生に推薦状を書いていただいたことがきっかけで、爾来 24 年間も公私共に大変お世話になっている。石川明先生の学恩に報いるためにも、本学での国際学術交流をより一層推し進めたいと考えている。

ところで、今回のような国際シンポジュウムには、学術的なプログラム以外にも、リラクスした雰囲気でお互いのプライベートな側面も知り合う機会を提供するのが、主催者側の役割でもある。会議・学会を意味する Congressus というラテン語は con（共に）+gress（歩く・来る）ところを意味しているそうである。海外での国際学会の際には配偶者も含めて必ずレセプションやエクスカーションが行われるのが常識であるが、どうも日本の学会ではそれほど重要視されていないようである。お隣の中国と比べても、どうもこのあたりに日本の国際化が遅れている原因が潜んでいるように思われてならない。そこで、今回、大変厳しい日程の中で貴重な時間を割

いて本国際シンポジュウムに参加していただいた外国人研究者の同僚に敬意を表すると共に、日本文化に対する理解を深めていただくために、最終日28日午前中は奈良へエクスカーションを企画し、東大寺・大仏殿・二月堂を見学した後に、奈良県立新公会堂において、ブルクハルト・ヘス（ハイデルベルク大学教授）による「民事および商事事件に関する調停指令2008／52／EGの国内法化と題するセミナーを開催した。少人数によるワークショップ的な試みであったが、ヨーロッパにおけるADRの現状について白熱した議論が展開された。セミナー終了後は、今回の招聘外国人研究者と天候にも恵まれた奈良の街を散策することができた。

最後に今回の国際シンポジュウムの企画者として、日頃から学術活動においてお世話になっている立命館大学人文リサーチオフィス・法学部共同研究室の皆様ほか関係各位に心よりお礼を申し上げたい。

「追記」

2009年5月15日に本学名誉教授・畑中和夫先生がご逝去された（享年79歳）。筆者が畑中先生と最初に出会ったのは、今から20年前にフライブルク大学で助手をしていた時代にまで遡る。畑中先生は、当時としては珍しくモスクワやロンドンにも留学され、ロシア語や英語が非常に堪能であり、さらに、フライブルクでもドイツ語の勉強もされ、本学法学部の国際交流のいわば斬り込み隊長として積極的にフライブルク大学ペーター・アレンス教授（本学名誉博士）、マンフレッド・レービッシュ教授（同大学学長・本学名誉博士）をはじめ多くの研究者との学術交流を展開していた。同時並行的に、畑中先生は、ロシア語を駆使してポーランド科学アカデミー、ロシア科学アカデミー、中国社会科学院などからも国際交流に関心の高い研究者を招聘し、本学法学部の国際学術交流の陣頭指揮を執っておられたことを鮮明に記憶している。大学本部が国際交流についてまだ全く財政的な基盤を保障していなかった頃から、自ら交渉して清水寺や大日本印刷などから寄付金を募って、外国人研究者を招聘し、集中講義やセミナーを企画されていた。現在の本学法学部の国際交流の礎を築いたのは畑中和夫先生であると言っても過言ではない。とりわけ、中国人民大学法学院との学術交流では、畑中先生は先駆者的な存在であり、同大学名誉教授にも就任された。また、本学をご定年された1996年には弁護士登録もされ、中国残留孤児国家賠償訴訟京都弁護団・中国人強制連行大江山事件原告団団長等も歴任された。この場を借りて、これまでの畑中先生の国際交流におけるご業績を称えると共に、後輩として今後の国際学術交流に全力で貢献することをお誓いして、畑中和夫先生のご冥福を祈り申し上げることをお許しいただきたい。

（でぐち・まさひさ　民事訴訟法）

Presentation

学会報告

世界法学会での報告

薬師寺　公夫　YAKUSHIJI Kimio

2009年5月10日に慶応大学三田キャンパスで開催された2009年度世界法学会において、総論報告を行いました。今年度企画委員会が設定した統一テーマは、「世界法としての人権法」であり、午前中の「総論」報告として「国際人権法は世界法になりうるか」という問題を与えられました。5ヶ月弱という準備期間とAPUでの役職を考慮すると、辞退すべきかとも想いましたが、前企画主任として会員の皆さんにご無理をお願いしてきた手前をもあってお引き受けすることにしました。とはいうものの、午後の第1セッションが「人権条約の解釈―解釈権をめぐってー」というテーマで岩沢雄司教授の「国際人権規約：規約人権委員会の動向を中心に」という報告と北村泰三教授の「欧州人権条約：最近の判例等を中心に」という報告が予定され、第2セッションでは「人権法と人道法の交錯―管轄権をめぐってー」というテーマで松隈潤教授の「対テロ戦争と人権」及び川眞田嘉壽子教授の「普遍的管轄権と性暴力」の報告が予定されていましたので、これらの報告につながるような総論報告をどう作り上げるかが悩みの種でした。そもそも、世界法という現在の国際社会には実定法として存在していない、しかも学者によりさまざまの見解のある概念をどう処理するか、国際人権法を世界法とどうリンクさせるかという、そもそも論のところで壁に突き当たり、準備作業はなかなかはかどりませんでした。加えて、準備のために副学長としての仕事に滞りがあってはならないということで、準備作業はスケジュールが空いていた日曜日と出張のための移動の時間及び可能な日の早朝4時から6時までの2時間に限定しました。今思えば、よく学会報告ができたものだと、思い返してもぞっとします。

午前中の総論報告が最終的には1名だけになったために、約50分の持ち時間を与えられました。報告には、A4サイズ2頁の報告要旨と20頁の資料を用意しましたが、50分に時間を抑えるために、前日は結局飲酒を諦めて、徹夜で49分で読みきれる読み上げ原稿をつくるはめになりました。長い報告ですので、ニューズレターでは内容について、とても書ききれません。学会誌「世界法年報」に論文を執筆しますので、詳しくはそちらをご覧ください。

当日配布した報告レジュメに従えば、報告のタイトルと構成は概ね次のようにしました。

タイトル

国際人権法の現代的意義

―「世界法」としての人権法の可能性？―

構成

はじめに

①現行国際法体系の枠内での国際人権法（条約）の特殊性に関する議論

②人権条約と他の国際法規則の「交錯」・抵触異なる国際法規則又は条約レジーム間の調整（or 断片化）問題とILCの作業

③本報告の対象

(1) 現代国際共同体における国際人権の位置づけをめぐる若干の新たな議論の傾向

1)「世界法」論と国際人権規範：バーマンの世界法論と国際人権規範

①バーマンの世界法論

②バーマンの世界法論に対する議論

③バーマンの世界法論の評価

2) 立憲主義（Constitutionalism）と国際人権法

① Constitutionalism が主張される背景と国際

憲法秩序論の多様さ
②議論の特徴点
③世界立憲主義のモデルとしてのEU法パラダイム
④国際人権規範を国際憲法とみなす立論的根拠
⑤普遍的人権保障制度の「憲法化」を妨げている要因
(2) 国際人権規範の国際共同体における位置づけに関する新たな実定法現象
1) 国際人権規範の内容的普遍性と普遍的適用のための制度
＊義務の場所的・時間的普遍性
＊人権の不可分性・相互補完性
＊人権規範の拘束力
＊人権規範の解釈権
2) 国際法の階層的秩序と国際人権規範
＊一般国際法における国際法の階層的序列と国際人権規範
＊国際人権規範の内容的及び階層的優位性？
＊国際人権規範はどこまで国内人権を拘束するか？

むすびにかえて

これだけでは、何をいいたかったのか皆目検討がつかないかもしれませんが、かつての世界連邦運動に端を発し、世界法の形成可能性をテーマの1つに置いている本学会での報告ということもあって、ベンサムの国家間法、ジェサップのトランスナショナルローを超えて世界法という概念を展開してきたハーバード大学のバーマンの学説と、最近EU統合の影響を受けて国際法でも盛んに議論されるようになった国際立憲主義又は国際憲法論を素材にあげ、それらの議論がなぜ今グローバリゼーションといわれる国際社会の現象の中で取り上げられるようになったのか、それらの議論の特徴は何か、また人権についてどのような議論を行っているかを私なりに主要文献に従って整理して特長点を指摘しました。しかし、報告では、理論的な枠組みを提示するということよりも、これらの議論で提示されているような方向性が果たして、どのような実定法現象としてたち現れており、あるいは逆に、これを阻害するような実定法規とどのような対抗関係が生じてきているのかを、特徴的な法現象を通じて提示してみました。例えば、国連憲章7章に基づき加盟国を法的に拘束する安保理の対テロ決議の実施過程でリストアップされた人物の口座が凍結され預金が引き出せないといった人権侵害に対する欧州人権裁判所や自由権規約委員会の最近の判例・見解の動向（人権条約が国際機関の行為をも直接又は間接に規制しうるか、国連憲章103条により他の国際条約に対する優位性が認められる安保理決議に人権規範を優位させる可能性があるか、その際に人権規範の強行規範性が認定されるのか）、人権条約と主権免除規則の抵触に対する人権実施機関やICJの態度、国連人権理事会のUPR（普遍的定期審査）制度の発足と国内管轄事項不干渉原則の関係、社会権規約の個人通報制度の確立と人権の不可分性、条約人権規範の国内直接適用性といわゆる「第3者効力」論などについて実定法現象を分析してみました。結論は、平凡なものですが、国際人権規範の形成における国家以外の主体の役割の増大、人権実施機関の人権条約解釈の有権性などをめぐって人権規範の優位性や普遍性を認める実定法現象が断片的に進行している反面、国家主権や安全保障を根拠に人権もこれらと矛盾しないように「調和的」な解釈適用が採用されるなど、国際人権保障制度のそれぞれの領域において攻防状態が続いているという実態をまずおさえる必要があるということを主張しました。その上で、国際立憲主義や世界法論が提唱している方向性が、萌芽的に生まれていること、それらの担い手が国家外の主体にも拡大してきていることの意義を受け止めることが重要だということで報告を締めくくり、午後のセッションに問題提起をしました。

久しぶりの学会報告でしたが、無事に終えることができてほっとしています。

（やくしじ・きみお　国際法）
（立命館アジア太平洋大学副学長・学長補佐）

Visiting Professor

客員教授

ある50代の外国人による日本語学習とその所感

申　順浩　SHIN Soon-ho

＜1．はじめに＞

日本と韓国は、地理的にも歴史的にもとても密接な関係にあり、多くの分野に共通性がある。とりわけ韓国において、近代都市及び地域計画に関する法令（朝鮮市街地計画令）が1934年に整備され、長い間その内部的進行過程が日本のそれと類似した形で進められてきた。このような点で、かなり前から私が専攻する分野（地域計画、土地制度）の日本文献を読み、日本の文化を理解したいと思っていた。そんな折、昨年8月末に何とか日本に来る好機をつかみ、常々夢見てきた日本語の勉強を本格的に始めることが出来た。

語学を始めから学ぶには決して若い年ではないが、私が描く今後の目標のため最善を尽くしている。しかし、外国語を習得することは容易ではないということを、改めて実感している。日本語を学び始めて今やっと9ヶ月目に入ったが、まだまだ青二才である。いつになれば私が目標とする日本の専門書籍を読みこなし、日本の文化を理解し、好きな人たちと楽しく会話できるようになるのだろうかと、歯がゆい思いだ。

＜2．カタカナの使用＞

ところで、このような日本語の初心者の立場から、日本語に関するいくつかの疑問がある。

まず、カタカナの使い方について少なくない疑問が生まれた。

日本語には、ひらがなとカタカナの文字がそれぞれ50個ずつある。これを全て覚え使うのはそれほど簡単ではない。そのためか、ふとカタカナは必ずしもなければならないものではないのではという考えが浮かんだ。一見するとカタカナは、普通外来語の表記に使われている。外来語の表記はひらがなで書き、それを一般の単語と区別するために下線を引くとか太字で表記するとかしてもいいのではないかと、もどかしい気持ちで考えてみた。

また、専門書籍などの文献を見る際のもどかしさがある。京都大学に行った時、自由に持ち帰ってよい本が置かれていたのだが、タイトルを見ると関心のある分野の本だったので一冊持って帰ったことがあった。その本では、「アイデンティティ」と「アクセシビリティ」という単語が何度も繰り返し使われていた。日本語も覚束ないのに、ある種の キーワード（key word）と思われるカタカナの単語の意味を把握するのに悪戦苦闘した。私が持っている電子辞書で検索しても「アクセシビリティ」はなかった。相当悩んだあげく、ようやくそれが英語のaccessibilityであることが分かった。

近年出版された書籍の中には、カタカナで表記された、決して少なくない外来語が登場する。しかし、カタカナによる発音を通じて常に該当する英単語をその場で想起することは必ずしも容易ではないところに問題がある。この場合、一般化されていない外来語を表記する時には、外来語表記の後に括弧（　）

をつけて、その中に英語で表記する方法を常用化するのはどうだろうか。そうでなければ、チャーター（charter）を例にすると、初出の表記の一回だけでもそのような方法で表記すれば、とても便利だろう。もちろん、このように表記する文献は時々あるが、非常に珍しいケースだった。

＜３．文章の分かち書き＞

次に、長文、特にひらがなの多い長い文章に接した時の難しさである。日本語を表記する時には基本的に分かち書きをしないようだ。そのため知らない単語、特にひらがなの場合、ある文字が前について一つの単語になるのか、逆に後ろについて一つの単語になるのか紛らわしいものが一つや二つではない。

アルファベットに基づく言語やハングルの場合は、原則的に一つの単語を基本単位として分かち書きをする。

しかし日本語表記は分かち書きをしないので、外国人として日本語を学ぶ人、特に私のような初心者にとってはかなり難しい。意味がよく分からない長文の中のひらがなを読んだり解釈する時には、特にそうである。もし日本語で分かち書きをした場合、どんな問題があるのだろうかと考えてもみる。もし分かち書きをするなら、日本語を学ぶ私のような外国人には大きな助けとなるのではないかと思う。

＜４．年号の表記＞

次に、年号表記についてである。

現代の生活を営むにおいてほとんど必須ともいえるひとつの要素が、銀行との取引である。通帳を開設し、カードをつくるのがその最たるものだ。日本に到着して数日後、通帳を開設するため銀行に行くと、関連書類に生年月日を記載しなければならないところがあった。ところが、そこには1953年と記載することができず「大正」「昭和」「平成」の中からひとつを選んでそこに年度を記載しなければならないようになっていた。言葉はつたない上、私が生まれた年が昭和に当ることは明らかなのだが、はっきりと昭和何年に該当するのかわからず、この上なく困った。

日本ではほとんどの公文書と相当数の本で年度を表記する際、日本固有の年号を使用している。本を読んだり参考資料をみる時、この年号を西暦で計算しようと多くの時間を費やすことがある。そのたびに固有年号を必ずしも使う必要があるのだろうかと思ってしまう。必ずこの年号を使わなければならない何らかの理由があるなら、これもやはり年号の後に（　）をして、その中に西暦を記入してはどうかと思う。

銀行を訪れてからは、ポケットの中に明治（1866）、大正（11）、昭和（25）、平成（88）と書いたメモを入れて持ち歩いている。だがこのメモがない時には、年号を西暦で計算する時と西暦を年号で計算する時に、また混乱してしまうことが多い。

＜５．むすび＞

言語体系と構造は、それを使用する集団や

国家の長い歴史をはじめとする慣習と結びついている。そのため私のように言語学には全くの門外漢でようやくひらがなとカタカナを覚えた者が、何の資格で言語に関する話をするのかと思うだろう。

しかしある言語や文化を自己化してしまった人たちは、その言語使用と文化における難しさや問題を認知できないのが普通である。グローバライゼーション（globalization）は、交通、通信の発展と経済社会の発展によっていっそう加速化せざるを得ない。このような意味で、言語と主な表記問題も過去に比べてひとつの国と集団の固有な問題だけに限定するより、もっとユニバーサル（universal）な立場で接するのはどうかと考えてみる。

結局、ある言語がより科学的で意思疎通し易い構造を持つ時、母語使用者以外の外国人たちに多く愛されるようになるだろう。ひいては、その言語を使用する人が増えれば増えるほど、その言語自体の優秀さが認められ、当該国家の国際的ステータス（status）も高まるだろう。

今後、日本語を学ぶ外国人がもっと増え、日本語が国際的にもっと広く使われるようになればよい。そして、私は素早く日本の専門文献を耽読し、日本の文化を理解し、よい日本の友人たちと多くの会話を交わしたい。そのために、もっと日本語を一生懸命勉強しなければならない。

（しん・すんほ　都市及び地域開発学）

Media Coverage

法学部定例研究会

2009 年 7 月～9 月

■法学部定例研究会：

09 年 7 月 10 日　政治学研究会：西村めぐみ氏
「国際政治問題と統計分析について 2 講
－人々戦争を語るプロジェクトとテロリズム・データ（GTD1）」

新刊図書

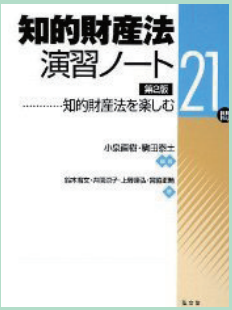

『知的財産法演習ノート
―知的財産法を楽しむ 21 問』
宮脇正晴 ほか著
弘文堂　2009 年 3 月
￥2,940

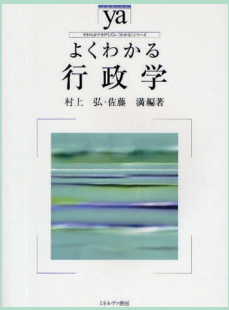

『よくわかる行政学（やわらかアカデミズム・わかるシリーズ）』
村上弘 ほか著
ミネルヴァ書房　2009 年 4 月
￥2,940

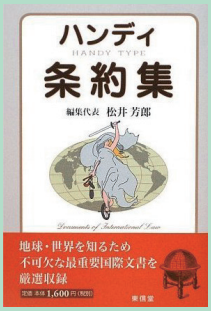

『ハンディ条約集』
松井芳郎 編
東信堂
2009 月 4 月
￥1,680

『ベーシック条約集〈2009 年版〉』
松井芳郎 編　東信堂
2009 年 4 月
￥2,730

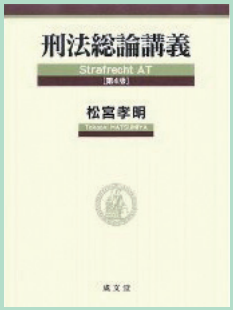

『刑法総論講義』
松宮孝明 著
成文堂
2009 年 4 月
￥ 2,940

『建築訴訟（専門訴訟講座）』
松本克美 編
民事法研究会
2009 年 4 月
￥7,875

『給与明細は謎だらけ』
三木義一 著
光文社
2009 年 4 月
￥798

『レヴィジオン刑法〈3〉
構成要件・違法性・責任』
松宮孝明　浅田和茂 ほか著
成文堂　2009 年 6 月
￥4,725

『理論刑法学の探究〈2〉』
浅田和茂 ほか編
成文堂
2009 月 6 日
￥3,150

立命館ロー・ニューズレター
第 58 号（2009 年 9 月）
編集：立命館大学法学部
ニューズレター編集委員会
発行：立命館大学法学部研究委員会・
立命館大学法学会
〒 603-8577 京都市北区等持院北町 56-1
TEL. 075-465-8177
FAX. 075-465-8294
URL. http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rlrindex.htm#nl